

## 議案第 101 号

澁川市白井宿ふるさと物産館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

澁川市長 高 木 勉

### 澁川市白井宿ふるさと物産館条例の一部を改正する条例

澁川市白井宿ふるさと物産館条例（平成 1 8 年澁川市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号中「 1 0 % 」を「 1 5 % 」に改め、同項第 2 号中「 1 3 % 」を「 1 8 % 」に改め、同項第 4 号中「 1 0 % 」を「 1 5 ~ 4 3 % 」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

### 理 由

利用料金の見直しにより、施設運営の適正化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市白井宿ふるさと物産館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金）</p> <p>第17条 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、販売を伴わない展示会、講習会等は無料とする。</p> <p>（1） 地場産品（次号に掲げるものを除く。） 販売額の<u>15%</u></p> <p>（2） 地場産品のうち冷蔵庫を使用するもの 販売額の<u>18%</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） イベント小屋（交流広場を含む。） 販売額の<u>15～43%</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用料金）</p> <p>第17条 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、販売を伴わない展示会、講習会等は無料とする。</p> <p>（1） 地場産品（次号に掲げるものを除く。） 販売額の<u>10%</u></p> <p>（2） 地場産品のうち冷蔵庫を使用するもの 販売額の<u>13%</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） イベント小屋（交流広場を含む。） 販売額の<u>10%</u></p> <p>2 （略）</p>